

短期入所

要介護度別入所利用料金表(概算)

1割負担

…「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は減額されます。

〈単位：円〉

個室	要介護度	介護保険のご利用者1割負担額						介護保険の法定外利用料						ご利用者負担額合計 1日合計 【超強化型】		
		短期入所療養介護費		在宅復帰・在宅療養支援機能加算		個別リハビリテーション実施加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)+介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	食費(1日)	居住費	特別な室料	特別な食事(おやつ)		日用品費	教養娯楽費
		【基本型】(加算型)	在宅強化型(超強化型)	(Ⅰ)	(Ⅱ)											
個室	要支援1	622	666	37	50	258	20	26	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	2,090	2,200	110	150	実費	7,679
	要支援2	773	817													7,839
	要介護1	810	855													7,879
	要介護2	859	931													7,959
	要介護3	924	997													8,030
	要介護4	980	1,057													8,094
	要介護5	1,035	1,116													8,156
2人室	要支援1	658	708	37	50	258	20	26	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	570	1,600	110	150	実費	5,603
	要支援2	824	875													5,780
	要介護1	889	939													5,849
	要介護2	941	1,019													5,933
	要介護3	1,006	1,085													6,003
	要介護4	1,061	1,145													6,067
	要介護5	1,117	1,205													6,130
4人室	要支援1	658	708	37	50	258	20	26	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	520	/	110	150	実費	3,953
	要支援2	824	875													4,130
	要介護1	889	939													4,199
	要介護2	941	1,019													4,283
	要介護3	1,006	1,085													4,353
	要介護4	1,061	1,145													4,417
	要介護5	1,117	1,205													4,480

- 【注】・短期入所療養介護費については、在宅復帰・在宅支援に関する一定の基準を満たした場合には「在宅強化型」、基準を満たさない場合には「基本型」が算定されます。
- ・「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、「基本型」が一定の基準を満たした場合に「加算型」となり、「基本型」施設サービス費に加えて(Ⅰ)が加算されます。同様に、「在宅強化型」が一定の基準を満たした場合には「超強化型」となり、「在宅強化型」施設サービス費に加えて(Ⅱ)が加算されます。
 - ・「個別リハビリテーション実施加算」とは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により個別リハビリテーションを実施した場合に加算されるものです。
 - ・「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」とは、全介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上である施設に算定されるものです。
 - ・「夜勤職員配置加算」とは、夜勤職員の人数について、定められた基準を満たしている施設に算定されるものです。
 - ・「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」及び「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」とは、介護職員の労働条件が定められた基準に適合している施設に算定されるものです。
- ※上記料金は令和元年10月1日現在における概算であり、今後、当施設の体制等の変更により、算定される加算が変更となる場合がありますのでご了承下さい。

短期入所

要介護度別入所利用料金表(概算)

2割負担

…「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は減額されます。

〈単位：円〉

個室	要介護度	介護保険のご利用者2割負担額						介護保険の法定外利用料						ご利用者負担額合計 1日合計 【超強化型】		
		短期入所療養介護費		在宅復帰・在宅療養支援機能加算		個別リハビリテーション実施加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)+介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	食費(1日)	居住費	特別な室料	特別な食事(おやつ)		日用品費	教養娯楽費
		【基本型】(加算型)	在宅強化型(超強化型)	(Ⅰ)	(Ⅱ)											
個室	要支援1	1,244	1,332	73	99	515	39	52	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	2,090	2,200	110	150	実費	8,757
	要支援2	1,546	1,634													9,077
	要介護1	1,619	1,709													9,157
	要介護2	1,718	1,861													9,318
	要介護3	1,848	1,994													9,459
	要介護4	1,960	2,114													9,587
	要介護5	2,069	2,232													9,712
2人室	要支援1	1,315	1,415	73	99	515	39	52	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	570	1,600	110	150	実費	6,726
	要支援2	1,647	1,750													7,080
	要介護1	1,778	1,878													7,217
	要介護2	1,881	2,037													7,385
	要介護3	2,011	2,170													7,526
	要介護4	2,121	2,290													7,653
	要介護5	2,234	2,410													7,780
4人室	要支援1	1,315	1,415	73	99	515	39	52	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	520	/	110	150	実費	5,076
	要支援2	1,647	1,750													5,430
	要介護1	1,778	1,878													5,567
	要介護2	1,881	2,037													5,735
	要介護3	2,011	2,170													5,876
	要介護4	2,121	2,290													6,003
	要介護5	2,234	2,410													6,130

- 【注】・短期入所療養介護費については、在宅復帰・在宅支援に関する一定の基準を満たした場合には「在宅強化型」、基準を満たさない場合には「基本型」が算定されます。
- ・「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、「基本型」が一定の基準を満たした場合に「加算型」となり、「基本型」施設サービス費に加えて(Ⅰ)が加算されます。同様に、「在宅強化型」が一定の基準を満たした場合には「超強化型」となり、「在宅強化型」施設サービス費に加えて(Ⅱ)が加算されます。
 - ・「個別リハビリテーション実施加算」とは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により個別リハビリテーションを実施した場合に加算されるものです。
 - ・「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」とは、全介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上である施設に算定されるものです。
 - ・「夜勤職員配置加算」とは、夜勤職員の人数について、定められた基準を満たしている施設に算定されるものです。
 - ・「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」及び「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」とは、介護職員の労働条件が定められた基準に適合している施設に算定されるものです。
- ※上記料金は令和元年10月1日現在における概算であり、今後、当施設の体制等の変更により、算定される加算が変更となる場合がありますのでご了承下さい。

短期入所

要介護度別入所利用料金表(概算)

3割負担

…「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は減額されます。

〈単位：円〉

個室	要介護度	介護保険のご利用者3割負担額						介護保険の法定外利用料						ご利用者負担額合計 1日合計 【超強化型】		
		短期入所療養介護費		在宅復帰・在宅療養支援機能加算		個別リハビリテーション実施加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)+介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	食費(1日)	居住費	特別な室料	特別な食事(おやつ)		日用品費	教養娯楽費
		【基本型】(加算型)	在宅強化型(超強化型)	(Ⅰ)	(Ⅱ)											
個室	要支援1	1,866	1,998	110	148	772	58	78	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	2,090	2,200	110	150	実費	9,835
	要支援2	2,319	2,451													10,316
	要介護1	2,428	2,563													10,435
	要介護2	2,576	2,792													10,677
	要介護3	2,772	2,991													10,889
	要介護4	2,940	3,171													11,080
	要介護5	3,104	3,348													11,267
2人室	要支援1	1,972	2,123	110	148	772	58	78	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	570	1,600	110	150	実費	7,848
	要支援2	2,470	2,625													8,380
	要介護1	2,666	2,817													8,585
	要介護2	2,821	3,056													8,837
	要介護3	3,017	3,255													9,048
	要介護4	3,181	3,435													9,239
	要介護5	3,351	3,615													9,430
4人室	要支援1	1,972	2,123	110	148	772	58	78	基本サービス費 + 各種加算の合計 ×60/1000	1,950	520	/	110	150	実費	6,198
	要支援2	2,470	2,625													6,730
	要介護1	2,666	2,817													6,935
	要介護2	2,821	3,056													7,187
	要介護3	3,017	3,255													7,398
	要介護4	3,181	3,435													7,589
	要介護5	3,351	3,615													7,780

- 【注】・短期入所療養介護費については、在宅復帰・在宅支援に関する一定の基準を満たした場合には「在宅強化型」、基準を満たさない場合には「基本型」が算定されます。
- ・「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、「基本型」が一定の基準を満たした場合に「加算型」となり、「基本型」施設サービス費に加えて(Ⅰ)が加算されます。同様に、「在宅強化型」が一定の基準を満たした場合には「超強化型」となり、「在宅強化型」施設サービス費に加えて(Ⅱ)が加算されます。
 - ・「個別リハビリテーション実施加算」とは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により個別リハビリテーションを実施した場合に加算されるものです。
 - ・「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」とは、全介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上である施設に算定されるものです。
 - ・「夜勤職員配置加算」とは、夜勤職員の人数について、定められた基準を満たしている施設に算定されるものです。
 - ・「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」及び「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」とは、介護職員の労働条件が定められた基準に適合している施設に算定されるものです。
- ※上記料金は令和元年10月1日現在における概算であり、今後、当施設の体制等の変更により、算定される加算が変更となる場合がありますのでご了承下さい。